

税務課からのお知らせ

問い合わせ 税務課納税係 ☎内線3142、税務課徴収対策室 ☎内線3140

市民の皆さんに納めていただく税金は、住民福祉向上のためのさまざまな事業や施設整備、教育の充実などに必要な市民共有の財産です。税金は納期限までに納めましょう。

■市税の納付方法

市内に本支店がある金融機関、郵便局、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納税できる店舗名などは納税通知書などに記載されています。別をよく確認してください。

平日は仕事などの都合で納税が難しい人や、税金の納付に関する相談は、月1回、日曜日に開設する休日納税相談窓口をご利用ください。

■口座振替をご利用ください

自動的に納税できて安心です。通帳と届け出印を用意して、市内の金融機関、または郵便局で手続きしてください。

業務内容は次のとおりです。
○市税の収納 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

■忘れていませんか

「納付書をしまい忘れていた」「口座振替にしていたが残高不足で振り替えできず未納になっていた」などの理由で納税を忘れていませんか、ご確認ください。

■市税を滞納すると

納期限内に納税いただいている大多数の納税者との公正・公平を確保するため、法律の定めにより厳正な滞納処分を執行することになります。具体的には債権(給料、年金、売掛金など)、不動産(土地、家屋)、動産、自動車などの財産を差し押さえることとなりますので、納期限内での納付をお願いします。

平成29年度休日窓口日程表

平成29年	4月16日(日)	平成30年	1月14日(日)
	5月21日(日)		2月18日(日)
	6月18日(日)		3月18日(日)
	7月23日(日)		
	8月20日(日)		
	9月24日(日)		
	10月15日(日)		
	11月19日(日)		
	12月17日(日)		

※時間はいずれも午前8時30分～午後5時

春の全国交通安全運動

子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

- ◆運動期間 4月6日(木)～15日(土)
- ◆交通事故ゼロを目指す日 4月10日(月)
- ◆運動重点項目 ①歩行中・自転車乗車中の交通事故防止②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底③飲酒運転の根絶
- ◆問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内)☎内線77352へ

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を取りましょう。運転者は特に子どもや高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動を取る人がいることに注意し、子どもや高齢者の安全を守る運転をしましょう。交通ルールを守り、交通事故のない明るい社会づくりに努めましょう。

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人所得が一定額以下の場合、納付が猶予される学生納付特例制度があります。対象は、大学や大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生で、所得が一定額以下であることが条件です。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。承認を受けた次の年度も引き続き学生納付特例制度を希望する場合は、再度申請が必要になります。※保険料の納付を希望する学生は、渋川年金事務所までお問い合わせください。

年金の窓口からのお知らせ



婚姻歴のないひとり親家庭へ

「みなし寡婦(夫)控除等」を適用します

市では、「寡婦(夫)控除」などが適用されない婚姻歴のないひとり親に対して、保育料などの寡婦(夫)控除などが適用されたものとして算定する「みなし寡婦(夫)控除」を4月から適用します。適用を受けるには制度ごとに申請が必要です。



左表を参考に、各制度の申請窓口へお問い合わせください。

婚姻歴のないひとり親

寡婦(夫)控除 **非適用** → **4月** → **みなし寡婦(夫)控除 適用**
※保育料などの寡婦(夫)控除などが適用されたものとして算定

対象事業など	申請窓口
身体障害者自動車改造費補助金	健康福祉部社会福祉課
身体障害者自動車免許取得費補助金	障害福祉係(東原庁舎内)
重度身体障害者住宅改造費補助金	☎内線77252
子ども・子育て支援新制度の給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園及び事業所内保育事業の利用者負担額(保育料)	健康福祉部子ども課 保育係(東原庁舎内) ☎内線77258
高等職業訓練促進給付費等	健康福祉部子ども課 子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257
要保護・準要保護児童生徒就学援助費	教育部学校教育課 学校教育係
私立幼稚園就園奨励費補助金	☎内線3322

※寡婦(夫)控除のみなし適用は利用料金などの算定に使用するもので、所得税や住民税を減額するものではありません。所得の状況などによっては利用料金などが減額にならない場合もあります

新婚世帯の新生活を応援

結婚新生活支援補助金

市では、国の交付金を活用し、新婚世帯の新生活を経済的に支援します。

◆**主な要件** ①今年4月1日以降に婚姻届を提出し、申請時の年齢が夫婦ともに満50歳未満②夫婦の年間所得合計額が340万円未満③補助金の申請と交付の日に市内に住所があること④他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと⑤市税の滞納がないこと

◆**補助内容**
○補助額 上限24万円
○対象経費 新婚世帯が市内で住宅を取得、賃借するための費用と引越費用

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257

生活困窮家庭の児童に

無料の学習支援をします

NPO法人結いの家に委託し、市内に住む生活困窮家庭の児童を対象に、無料の学習支援を行います。一人一人のペースに合わせた学習指導により、勉強の習慣や意欲を持つお手伝いをします。

◆**開催** 週1回(2時間程度)

◆**会場** 結いの家無料学習塾(坊新田町)

◆**対象** 次の①、または②の世帯に属する小学生
①就学援助(要保護・準要保護)世帯
②ひとり親世帯で市が認めた世帯

◆**教科** 国語、算数、英語中心

◆**その他** 会場までの送迎をお願いします

◆**申し込み** 事前に電話、または直接社会福祉課保護係へ

問い合わせ 社会福祉課保護係(東原庁舎内) ☎内線77249